

令和 8 年 月 日

(名称) 新見市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【新見市における交通体系の概要】

新見市は平成17年に旧新見市と大佐町、神郷町、哲多町、哲西町の1市4町が合併により誕生し、広大な市域を有するため、市民生活には移動手段の確保が欠かせない状況となっている。

市内の公共交通は、伯備線・姫新線・芸備線のJR3線を中心に、民間路線バス・市営バスがその役割を担っているが、少子高齢化の進展や人口の減少、マイカー利用を前提とした生活スタイルの定着等により、公共交通の利用は減少傾向にあり、収支の悪化などからその維持が困難な状況が生じている。一方で、高齢化によりマイカーを利用できない高齢者を中心に、公共交通へのニーズは高まりつつあるため、路線バスの見直しやデマンド型エリア運行のふれあいバスを運行するなど、新たな交通体系の導入を図ってきた。また、市営バス車両の更新時には小型車両の導入を行っている。

【中心市街地のバス路線の充実：市街地循環バス】

中心市街地に立地する病院、大型商業施設、教育施設、行政施設等の主要施設は分散しており、新見駅から徒歩でこれらの施設へ移動することは困難な状況にある。多くの地域住民が利用するこれらの施設と新見駅を結ぶバス路線が不足していることが、JR利用を含めた本市の公共交通全体の利用を妨げていると考えられることから、中心市街地の主要施設を結ぶバス便数を充実し、中心市街地での移動の利便性を高め、市内各地域と新見駅を結ぶJR、路線バスの利用を促進する必要がある。

この一環として、平成23年6月より市街地中心部での移動の利便性を向上させるため、市街地の主要施設を結ぶ市内循環路線の運行を開始した。運行開始後、徐々に利用者数は増加し、平成28年度には1日当たり100人を超え、以後も人口減少が続くなか、新型コロナウイルス感染症収束後は、100人以上を維持してきた。

この路線は、中心市街地の主要施設をきめ細かく結び、JR新見駅を経由し鉄道や路線バスと結節することで買い物・通院をサポートする機能を持ち合わせており、この路線を確保・維持することは、本市の公共交通ネットワークの形成に大きく寄与している。

このため、今後も引き続き、地域公共交通確保維持事業により、市街地循環バス路線を確保・維持することで、地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市街地循環バスの利用者数を150人/日以上(令和7年度の実績117.0人/日)とする。

新見市からの支出を11,500千円以内(令和7年度の実績7,142千円)とする。

市街地循環バス路線の収支率を25.0%以上(令和7年度の実績24.2%)とする。

(新見市地域公共交通計画 P68 参照)

(2) 事業の効果

中心市街地において利便性の高い生活交通を確保することで、地域住民の外出頻度が上がり生活の質が向上する。

また、利用者の増加は、新見駅周辺や中心市街地での買い物客等の増加にもつながり、中心市街地の活性化に寄与することになる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標の数値が達成できるよう利用促進活動を行うとともに、JRや路線バスのダイヤ改正や地域住民からの要望に対応しつつ、利用しやすいダイヤ編成や路線の見直しなどを随時実施していく。

- ・ 運行路線を延伸させるとともに、利用者の多いエリアに内循環線を新設し、現行の1台から2台体制に拡充する（市・運行事業者）
- ・ 運行開始周年記念事業を実施し利用促進を図る（市・運行事業者）
- ・ 路線図を掲載した、時刻表を市のホームページに掲載（市）
- ・ 毎年、市内全世帯と新見公立大学の新入生及び在校生全員に時刻表を配布（市）
- ・ バス停・時刻表などのオープンデータを必要に応じて更新し利用者の利便性向上を図る（市・運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）「表1」添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市街地循環バスについて、新見市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

補助金交付要綱「表5」添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成18年12月1日、道路運送法の規定に基づき、「新見市地域公共交通会議」を設置し、書面協議を含め年間複数回開催している。

平成23年5月19日 市街地循環バス 新設承認
令和5年 3月15日 新見市地域公共交通計画 承認

●令和7年度開催状況

- 令和7年 6月 4日 令和7年度第1回地域公共交通会議の開催
(事業報告、公共交通に関するアンケート調査の実施結果、芸備線再構築協議会について報告、地域公共交通確保維持事業に係る計画について協議)
- 令和7年 9月25日 令和7年度第2回地域公共交通会議の開催
(芸備線再構築協議会及び幹事会について報告、乗合タクシー本格運行、市営バスの路線休廃止、乗合タクシー実証運行、市街地循環バスの利便性向上に向けた路線、運行方法などについて協議)
- 令和7年11月17日 令和7年度第3回地域公共交通会議の開催
(芸備線再構築協議会及び幹事会について報告、市街地循環バスの利便性向上に向けた路線、運行方法などについて協議)
- 令和8年 1月 7日 令和7年度第4回地域公共交通会議の開催
(地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価、市街地循環バスの利便性向上に向けた路線、運行方法などについて協議)
- 令和8年 1月29日 令和7年度第1回地域公共交通会議運賃協議会の開催
(市街地循環バス協議運賃の設定について協議)
- 令和8年 3月10日 令和7年度第4回地域公共交通会議の開催(書面開催)
(地域公共交通確保維持事業に係る計画変更について協議)

●令和8年度開催状況

- 令和8年 6月 3日 令和8年度第1回地域公共交通会議の開催
(事業報告、公共交通に関するアンケート調査の実施結果、芸備線再構築協議会について報告、地域公共交通確保維持事業に係る計画、地域公共交通利便増進計画について協議)

19. 利用者等の意見の反映状況

●利用者の意見聴取

- ・新見駅バス停に意見聴取箱を設置
- ・乗務員による聞き取り
- ・地域公共交通会議委員として市民代表者 6 名を委嘱し、随時意見を聴取

●利用者の意見

- ・運行本数を増やしてほしい
- ・運行エリアを拡大して欲しい

など

●意見の反映状況

これまで、利用者や市民代表から寄せられた幅広い意見を反映させながら公共交通施策を実施してきた。今後も引き続き地域懇談会や利用者アンケート、ニーズ調査などを実施して運行内容等の見直しを行っていく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新見市新見 3 1 0 番地 3

(所 属) 新見市市民生活部交通対策課

(氏 名) 昌谷 康司

(電 話) 0867-72-6122

(e-mail) koutsu@city.niimi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新見市	備北バス株式会社	(1) 市内循環バス (外循環線)	防災公 園	新見駅	防災公 園	27.6km 循環	365日	2,537 回			路線定期運行	②(1)	・JR新見駅に接続 ◎上記バス停での接続を 優先したダイヤ編成	①
		(2) 市内循環バス (内循環線)	サン パーク 新見	新見駅	サン パーク 新見	24.8km 循環	365日	2,297 回			路線定期運行	②(1)	・JR新見駅に接続 ◎上記バス停での接続を 優先したダイヤ編成	①
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新見市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,079
交通不便地域等	28,079

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
28,079	新見市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
新見市地域公共交通計画	令和5年3月15日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)